

我が国におけるラムサール条約湿地の要件

- ① 国際的に重要な湿地であること。
(=ラムサール条約で示された基準に該当していること)
- ② 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたり自然環境の保全が図られていること。
- ③ 地元自治体等から登録への賛意がえられていること。

国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準

基準 1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地

基準 2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要だと考えられる湿地

基準 3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地

基準 4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

基準 5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

基準 6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地

水鳥の
特別基準

基準 7. 固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地

基準 8. 魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地

魚介類の
特別基準

基準 9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

※基準 9 は第 9 回締約国会議にて追加された